

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

令和3年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年10月7日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和3年10月14日（木） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和3年10月14日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	岡	村	芳	樹
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	齊	藤		博
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和3年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和3年10月14日（木曜日）午後3時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案の上程  
議案第1号を上程  
提案理由の説明  
議案第1号 質疑、討論、採決  
日程第4 一般質問
- 

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 一般質問
8. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	櫻	井	道	明
2番	岡	村	芳	樹
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	齊	藤		博
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員なし

---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	間	野	昭	代	
消 防 長	渡	邊	敏	行	
次 長	立	崎	俊	和	
次 長	須	藤	和	義	
総 務 課 長	上	田	敏	広	
企 画 課 長	田	中		晃	
予 防 課 長	平	山	雅	己	
査 察 調 査 課 長	浅	野	仁	志	
警 防 課 長	鈴	木	宏	司	
指 揮 指 令 課 長	成	毛		弘	
佐 倉 消 防 署 長	東	郷		誠	
志 津 消 防 署 長	錦	織	一	久	

八街消防署長 穴 倉 敏 幸  
酒々井消防署 高 橋 順 治

---

○議会事務局出席職員氏名

書 記 岡 野 好 伸  
書 記 清 宮 健 二  
書 記 寺 田 雄 大

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、令和3年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号11番、御園生浩士議員、議席番号12番、齊藤一郎議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○本日、ここに令和3年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、只今から、本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額46億6,712万6,246円に対し歳出総額は、45億4,705万5,982円であり、歳入歳出差引残額1億2,007万264円のうち、事故繰越し繰越額を除いた実質収支額は、1億1,016万9,725円で、この全額を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。歳入歳出決算の総額を前年度と比較すると、歳入で9,677万3,808円、2.0%の減、歳出で1億4,157万6,696円、3.0%の減となっております。なお、本決算につきましては、去る8月25日に監査委員の審査を受け、要望事項をいただいておりますので、より一層消防業務の適正な執行に努めてまいります。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますもので、何卒、慎重にご審議のうえ、ご採択くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 須藤和義 登壇)

○消防本部 次長の須藤和義でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書3ページ歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。歳入から、説明をさせていただきます。

1款1項1目 常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに39億6,987万円でございます。この内訳といたしましては、別冊の主要施策の成果の説明書3ページをお開きください。3構成市町別分担金収入状況の常備消防費をご覧ください。佐倉市の分担金は、24億1,665万7,000円で、分担割合は、60.87%でございます。八街市の分担金は、11億1,890万3,000円で、分担割合は、28.19%でございます。酒々井町の分担金は、4億3,431万円で、分担割合は、10.94%でございます。この分担割合は、前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合で負担をいただいております。

それでは、決算書の3ページにお戻りください。2目 長期債償還分担金は、予算現額が4億4,512万7,000円で、調定額及び収入済額ともに4億4,512万4,061円でございます。長期債償還分担金につきましては、起債対象事業ごとの借入れ別に、それぞれ構成市町に負担をしていただいております。令和2年度の収入状況は、備考欄に記載してございますように、佐倉市2億8,775万670円、八街市1億1,311万5,191円、酒々井町4,425万8,200円でございます。

続きまして、1款2項1目 庁舎建設費負担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、

331万2,000円でございます。これは、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事設計業務委託、地質調査業務委託に係る負担金でございます。なお、構成市町別の収入状況につきましては、備考欄に記載してございますように、佐倉市201万6,000円、八街市93万3,000円、酒々井町36万3,000円でございます。次に、2款1項1目手数料につきましては、予算現額が200万円で調定額及び収入済額ともに214万5,070円でございます。これは、危険物施設の許可申請手数料等の収入でございます。

続きまして、4ページにお進みください。3款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、2,633万円で、これは志津消防署及び八街消防署の災害対応特殊救急自動車の緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。次に、4款1項1目県補助金につきましては、予算現額が、1,038万7,000円、調定額及び収入済額ともに1,040万5,230円で、これは東京オリンピック・パラリンピック警備時テロ対策用資機材等に対する補助金でございます。次に、5款1項1目利子及び配当金につきましては、予算現額3,000円、調定額及び収入済額ともに3,333円で、これは、財政調整基金預金利子でございます。2項1目物品売払収入につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに165万9,000円で、これは消防車両1台、救急自動車2台及び指揮車2台の売払いによる収入でございます。

続きまして、5ページにお進みください。8款1項1目繰越金につきましては、予算現額330万1,000円で、調定額及び収入済額ともに330万円でございます。前年度の繰越明許費設定事業である応急手当普及啓発車購入事業の繰越額でございます。9款1項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに5,134円でございます。これは、歳計現金預金利子でございます。2項1目雑入でございますが、予算現額が1,300万円で、調定額及び収入済額ともに1,477万2,418円でございます。雑入の主なものといたしまして、備考欄に記載してございます、千葉県派遣職員負担金、552万5,983円保険事務手数料、293万918円及び高速自動車国道救急業務支弁金、223万4,520円等でございます。

続きまして、6ページにお進みください。10款1項1目組合債につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、1億9,020万円でございます。これは、消防車両2台、救急自動車2台、先行車2台の整備事業及び、志津消防署志津南出張所空調設備改修工事、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事設計業務委託、地質調査業務委託に伴う組合債でございます。

以上で、歳入について説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが、7ページにお進みください。1款1項1目議会費につきましては、予算現額が125万6,000円で、支出済額は95万8,693円、執行率は76.3%でございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬でございます。2款1項1目一般管理費につきましては、予算現額が247万円で、支出済額は72万6,087円、執行率は29.4%でございます。支出の主なものは、特別職給料及び、弁護士業務委託等でございます。2項1目監査委員費につきましては、予算現額が、10万9,000円、支出済額が、10万1,420円でございます。支出の主なものは、監査委員報酬でございます。

8ページにお進みください。3款1項1目常備消防費の予算現額は、41億9,031万9,000円で、支出済額は、40億7,623万5,901円、執行率は97.3%でございます。節ごとの主な支出といたしまして、人件費で、2節給料15億6,339万6,036円、3節職員手当等13億5,371万4,164円、4節共済費5億7,529

万6,451円などで、常備消防費に占める人件費の割合は、85.7%でございます。

9ページにお進みください。11節 需用費の支出は、1億5,533万2,109円で、事故繰越し額の990万539円につきましては、⑦貸与品購入費で事業を実施しました防火衣47着の購入事業について、新型コロナウイルスの影響により年度内に事業が完了しなかったため翌年度へ繰越したものでございます。なお、4月中には納品を完了し支出についても滞りなく完了しております。13節 委託料の支出は、5,543万3,770円で、9ページから13ページの備考欄に記載のとおり、各種設備機械器具の保守業務及び職員定期健康診断等の委託料でございます。なお、消防業務特有の主な事業としては、11ページの上段に記載してあります、新型コロナウイルスPCR検査、はしご付消防自動車保守点検事業でございます。

13ページにお進みください。14節 使用料及び賃借料の支出は、4,132万3,061円で、各種機器及び物品等の賃借料で、備考欄に記載のとおり、機器賃借料が、3,681万2,032円で、各種事務用機器及び火災調査分析機器等の賃借料でございます。15節 工事請負費でございますが、予算現額、支出済額共に、6,116万円でございます。これは、備考欄に記載のとおり、志津南出張所空調設備改修工事に係るものでございます。18節 備品購入費の支出は、1億7,839万3,256円で、主なものは、車両購入費、1億4,803万6,900円、警防用備品購入費、2,648万2,612円でございます。19節 負担金補助及び交付金の支出は、7,368万7,921円で、主なものといたしましては、14ページ備考欄に記載のとおり印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金、502万4,000円、消防救急デジタル無線設備維持管理負担金947万4,008円、ちば消防共同指令センター運営経費負担金5,149万9,584円でございます。2目 庁舎建設費は、予算額2,391万1,000円、支出済額は、2,390万9,820円でございます。これは、備考欄に記載のとおり、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事設計業務委託及び、八街南部出張所庁舎改築工事に伴う地質調査業務委託でございます。

15ページにお進みください。4款 公債費は、予算現額4億4,512万7,000円で、支出済額は、4億4,512万4,061円でございます。5款 予備費の支出はございませんでした。

以上で、歳出について説明を終わりにさせていただきます。

次に、16ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が46億6,712万6,246円、歳出総額が45億4,705万5,982円、歳入歳出差引額は、1億2,007万264円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、事故繰越し繰越額が、990万539円でございます。よって実質収支額は、1億1,016万9,725円で、地方自治法第233条の2の規定により、1億1,016万9,725円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

次に、17ページからの財産に関する調書につきましては、表に記載のとおりでございます。なお、18ページ3 基金の財政調整基金につきましては、前年度末現在高は、2億3,423万7,957円、決算年度中増減高は、7,197万1,376円の増であり、決算年度末現在高は、3億620万9,333円でございます。

次に、令和2年度の主な事業につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をいたします。

主要施策の成果の説明書11ページをご覧ください。一般管理費のうち、1総務課(1)弁護士業務委託でございますが主な案件といたしましては、消防救急無線デジタル化に伴う談合事件についてで、弁護士

からの確かな助言をいただくことができました。事業費は43万4,087円でございます。

13 ページにお進みください。企画課（2）新型コロナウイルスPCR検査業務委託でございますが、救急隊、消防隊等の活動中における感染症患者と接触した場合等に、感染拡大防止及び業務継続維持のため、当組合職員延べ201人に新型コロナウイルスPCR検査を実施し、感染拡大防止が図られ、業務継続を維持することが出来ました。事業費は326万4,120円でございます。

17 ページにお進みください。5 警防課（1）車両整備でございますが、長時間の使用により、機能低下等が見受けられる消防車両を、実施3か年整備計画に基づき、最新鋭の車両に更新したものでございます。ア消防ポンプ自動車CD-1型は、佐倉消防署神門出張所及び、八街消防署八街南部出張所の配置車両で、事業費は、2台で6,958万4,900円でございます。

18 ページにお進みください。イ災害対応特殊救急自動車は、志津消防署及び八街消防署の配置車両で、事業費は、2台で6,600万円でございます。

19 ページにお進みください。（2）のテロ対策用資機材購入事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、消防救急体制に関する応援協定に基づく、釣ヶ崎サーフィン会場及び成田空港における応援活動に要するテロ対策用資機材等でございます。その他の事業につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、27 ページ以降に職員配置表、車両配置表、令和2年度火災概要及び救急活動状況を記載させていただいております。

以上で、議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、岡村芳樹議員の質問を許します。

岡村芳樹議員。

（議席番号2番 岡村芳樹 登壇）

○2番（岡村芳樹） 議席番号2番、岡村芳樹です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

近年日本各地で大きな被害をもたらし、さらには社会的影響が大きな火災が発生しております。例を挙げますと、平成29年2月埼玉県入間郡三芳町で発生した倉庫火災は、延面積7万平方メートルを超える大規模倉庫から出火し、鎮火まで12日間を要し、令和元年10月に沖縄県那覇市で発生した首里城での火災は重要な建造物が焼損し、また、市街地火災としては平成28年12月に、新潟県糸魚川市において火災が発生し、強風により複数個所に飛び火が発生するなど、広範囲に延焼拡大し、147棟が焼損、17名の負傷者を出す大火となり、大きな被害をもたらしました。消防組合においても本年5月5日に八街市で発生した火災においては、強風の中、21棟が焼損し、住民のほか、火災防ぎょに当たった消防組合職員が負傷した大規模火災が発生し、消防組合として稀に見る大火となったところです。消防組合においては、既に本火災における防ぎょ検討会を開催し、対応をされているとの事ですが、火災の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産を守り、消防職員の安全を確保するため、検討会の結果を踏まえた現在の消防組合における課題とその取組みについて伺います。

○議長（櫻井道明） 警防課長。

（警防課長 鈴木宏司 登壇）

○警防課長（鈴木宏司） 警防課長の鈴木宏司でございます。岡村芳樹議員のご質問にお答えいたします。

令和3年5月5日八街市において発生した火災につきましては、令和3年7月5日に検討会を開催し、活動の検証を行い、課題の抽出と必要な対策について検討したところであります。課題としましては、大きく3点ほどございます。

まず、1点目として、火災発生の初動体制の強化への対策でございます。本火災においては、覚知時に、災害発生場所の直近、八街消防署の第1小隊が緊急確認事案に出動中であったため、現場到着時の初動において、出動計画における通常の防ぎょ体制が確保できない状況でありました。また、強風下に発生した火災であり、強風下における消防活動要領の見直しを含め、出動隊の増強等について検討してまいります。

2点目でございますが、警防活動中の安全管理体制の充実でございます。本火災では、関係者1名のほか、消火活動中の職員1名が負傷しており、負傷した職員については配属5年未満の経験の浅い職員であったことから、特に安全管理や防ぎょ戦術といった若手職員への安全管理教育の充実が課題となっております。

なお、若手職員を対象とした安全管理教育につきましては、10月7日、8日の2日間にわたり、今年度、総務省消防庁消防大学校救助科を修了した職員による安全管理と消防戦術について研修を実施してござい

す。今後も規程等の見直しと、研修や訓練を継続して行い、安全管理の徹底を図ってまいります。

3点目でございますが、長時間防ぎよ活動の後方支援についての課題でございます。本火災は覚知から鎮火まで6時間44分を要しておりますが、休日で消防本部職員が不在であったこともあり、後方支援体制が確立できない状況でありました。長時間にわたる災害対応での交代要員の確保については、長時間消防活動における交代要員確保指針に基づき対応しているところであり、また、災害活動中の隊員用飲料水の補充等について要領を定め、現場最高指揮者からの要請により対応しておりますが、安全管理と効果的な災害活動のため、積極的かつ有効な後方支援が行えるよう、要領、指針についても見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 岡村芳樹議員。

○2番（岡村芳樹） ありがとうございます。本火災の防ぎよ検討会でいくつかの課題が明確となり、すでに研修や規程等の見直しなどに取組んでいる対応について警防課長から答弁がありました。災害初動時の強化策として思い出されるのは、私は、12年前にこの消防組合議会一般質問に於いて、奇しくも指揮隊の早期結成を提案し、その後速やかに結成整備されました。この度、課題を聞く中で、まさに今、時を経て指揮隊のさらなる充実が必要不可欠ではないかと考えます。そこで伺いますが、このような火災をはじめ大規模災害に対する課題に対して、組織として具体的かつ継続的な対策について、どのように取り組まれるのか伺います。

○議長（櫻井道明） 消防長

○消防長（渡邊敏行） 消防長の渡邊敏行でございます。

岡村芳樹議員からご質問がございました、組織として具体的かつ継続的な対策についてお答えします。消防組合としての今後の取組みといたしまして重要な点は、出動体制の強化及び人材育成の強化でございます。出動体制の強化につきましては、今年度から、効率的な業務遂行と災害対応能力の向上を目的として組織改革に向けた作業部会を設置しています。災害初動時の対応強化につきましては、消防本部指揮指令課の1隊で運用している指揮隊を各消防署への配置を検討いたします。また、令和5年度からの定年延長を考慮し職員の適正配置を行うため、再任用職員等がこれまで培ってきた専門的知識や経験を積極的に活用できる新たな体制として、消防署へ日勤者として配置することを検討し、出動体制の強化を図ってまいります。

人材育成の強化につきましては、多種多様な災害現場での活動上、様々な教育訓練が必要不可欠であり、職員の能力や成長を見極めながら、個々の能力を最大限に発揮できる人材育成に努め、組織力を高めていきます。現在、総務省消防庁消防大学校、千葉県消防学校におけるOFFJTによる研修を実施しておりますが、組織内において教育指導ができる職員を数多く育成するためには、平成24年度から総務省消防庁消防大学校及び消防研究センターへの派遣を継続することが人材育成の強化に有益であると考えられることから、派遣職員の取扱いに係る職員定数条例の見直しについて検討をしております。また、先ほど警防課長から強風下における消防活動要領の見直しについて申し上げましたが、安定した消防組織力と行政

サービスの強化、拡充のため、関連規程などにつきましても、再度見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） 岡村芳樹議員。

○2番（岡村芳樹）ありがとうございました。只今、消防長より安定した消防組織力と行政サービスの強化拡充のため、条例や規程等についても改正について検討されるとのことですが、本火災で関係者等の表彰が行われたと伺いました。表彰につきましては、規程に則り実施されていると思いますが、表彰審査委員会での検討につきまして、職員の士気にも直結することになりますので、ここでは多く申し上げませんが、反省すべき点も熟慮し慎重に審議していただくことを、あわせてお願いいたします。

最後に、出動体制の強化、人材育成の強化につきましては、とても重要な事項ですので、大規模災害に対応できるよう組織改革、多様な教育訓練を通じた人材育成を計画的に実施いただき、住民が安心して生活できる災害に強いまちづくりに貢献していただきますようお願いいたします。

以上を踏まえ、最後に管理者から、今後の取り組みについての決意をお願いして、質問を終了させていただきます。

○議長（櫻井道明） 管理者。

○管理者（西田三十五） 管理者の西田三十五でございます。

岡村芳樹議員のご質問につきまして、管理者として取り組みに対する決意を申し上げます。

令和3年5月5日八街市において発生した火災につきましては、強風下、21棟が焼損し、長時間にわたる火災防ぎょの中、消防組合職員が負傷するという、消防組合として稀に見る大火となりました。本火災を受け、消防組合における課題を踏まえ、火災の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産を守り、消防職員の安全を確保するため、課題解決に向け、出動体制の強化、人材育成の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号2番 岡村芳樹議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和3年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時12分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長            櫻 井 道 明

署名議員        御 園 生 浩 士

署名議員        齊 藤 一 郎